

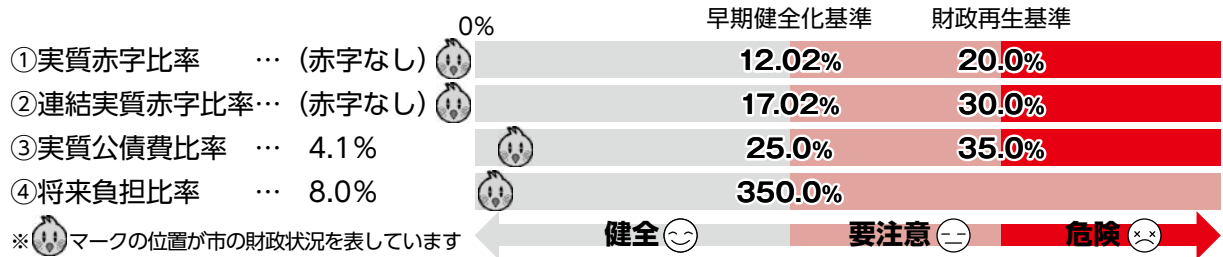
～市の財政状況についてお知らせします～

すべての判断指標で財政の健全性を確保

健全化判断比率

問い合わせ／財政課(内線2233)

市では、財政健全化法に基づき、財政状況を表す指標「健全化判断比率」を公表しています。
健全化判断比率は、①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率の4つの指標からなり、これらの指標が一定の基準（早期健全化基準又は財政再生基準）を超えた自治体は同法に基づき、その程度に応じた財政健全化の対策が義務付けられています。



①実質赤字比率

→ **赤字なし**

一般会計等において、歳出に対する歳入の不足（赤字）を財政規模に対する割合で表したものの。赤字は発生していません

②連結実質赤字比率

→ **赤字なし**

一般会計、公営事業会計、公営企業会計を合わせた市全体の赤字の割合を表すもの。赤字は発生していません

③実質公債費比率

→ **4.1%**

財政規模に対する、借入金（地方債等）の返済額の大きさを表したものの。比率は3年間の平均となっており、前回（4.3%）より0.2%向上し、良好に推移しています

④将来負担比率

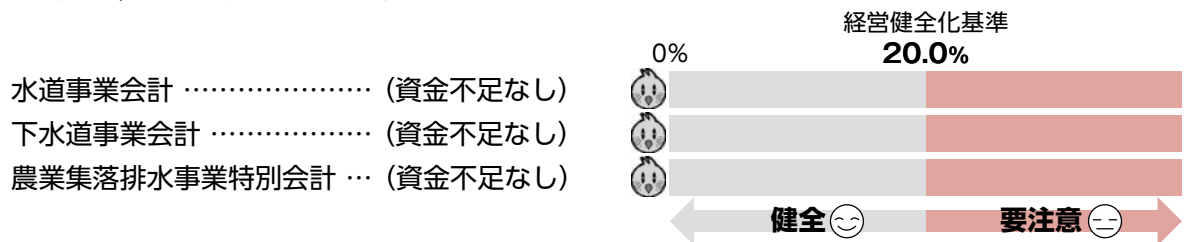
→ **8.0%**

借入金（地方債等）のほか、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に関するものも含め、鴻巣市が将来負担すべき実質的な負債の大きさを表すもの。令和3年度決算では、前回（8.9%）より0.9%向上しました

資金不足比率

問い合わせ／経營業務課水道経理担当(内線3191)
下水道経理担当(内線3194)

公営企業会計では、経営の健全性を示す指標として「資金不足比率」があり、その判断基準として「経営健全化基準」が設けられています。



資金不足比率

→ **資金不足なし**

公営企業会計ごとに算定した資金の不足額（赤字）の大きさを表したものの。鴻巣市においては、水道事業・下水道事業・農業集落排水事業のすべての公営企業会計で黒字となっており、資金不足は発生していません

すべての判断指標で早期健全化基準・経営健全化基準を下回っており、鴻巣市の財政状況は
「健全な状態である」といえます

さまざまな指標から
鴻巣市の財政は
健全といえるんだね!!

